

令和6年9月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月高浜市議会定例会は、令和6年9月3日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定
(諸 報 告) |
| 日程第3 | 同意第4号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第4 | 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回） |
| 日程第6 | 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について |
| | 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について |
| | 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について |
| | 議案第52号 市道路線の認定について |
| | 議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| | 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第55号 工事請負契約の変更について |
| | 議案第56号 財産の取得について（追認） |
| | 議案第57号 財産の取得について（追認） |
| | 議案第58号 財産の取得について（追認） |
| 日程第7 | 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回） |
| | 議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回） |
| | 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回） |
| | 議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回） |
| 日程第8 | 認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について
 認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について
 日程第9 報告第11号 令和5年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について
 報告第12号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山 啓	6番	今原 ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川 広昌	10番	北川 広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口 征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川 美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初 浩
副 市 長	深谷 直 弘
教 育 長	岡本 竜 生
企 画 部 長	木村 忠 好
総合政策グループリーダー	榑原 雅 彦
総 務 部 長	杉浦 崇 臣
行政グループリーダー	久世 直 子
財務グループリーダー	本多 征 樹
市 民 部 長	岡島 正 明
経済環境グループリーダー	島口 靖
税務グループリーダー	西口 尚 志
福 祉 部 長	磯村 和 志
こども未来部長	磯村 順 司

こども育成グループリーダー	板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
上下水道グループ主幹	大 村 智 康
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監査委員事務局長	加 藤 直
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 任	立 花 容史枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席賜り、誠にありがとうございます。

9月定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会には、同意、承認、条例の一部改正、令和6年度補正予算、令和5年度決算認定など諸案件が提出されております。議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ、公平なる審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年9月高浜市議会定例会は成立しましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和6年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

日頃より、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

8月1日に開始したLINEを活用しての電子クーポン（だいかぞくーポン）事業は、予想を大きく超えて皆様にクーポンを御利用いただき、当初から前倒しとなる8月13日をもって事業を終了いたしました。市内事業者の活性化、消費喚起はもちろんのこと、事業を通じて高浜市の公式LINEアカウントの友だち登録者数は、市外の方を含めてですが、約2万7,000人増えて3万5,000人を上回りました。

高浜市公式LINEは、電子クーポンの配信以外にも多様な機能を持っています。今後も、皆様に便利、登録してよかったと思っていただけるよう、LINEを生かした情報発信、新たな取組を行い、市と皆様のつながりを感じられるまちづくりに努めてまいります。

さて、本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意1件、承認1件、議案17件、認定8件を御審議いただきますほか、報告2件を申し上げるものでございます。詳細につきましては、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御承認、御可決、御認定あるいはお聞き取りを賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、13番、倉田利奈議員、14番、黒川美克議員を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和6年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月21日及び8月26日に議会運営委員会を、委員全員出席の下、開催をいたしました。

当局より提示された案件について検討いたしました結果、会期は本日より10月3日までの31日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきましては、本日は、同意第4号、承認第1号及び議案第59号の議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決をお願いし、続いて議案第49号から議案第58号、議案第60号から議案第65号及び認定第1号から認定第8号の議案の上程、説明を受け、報告第11号、第12号の説明を受けます。

9月10日及び11日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月13日に議案第49号から議案第58号の一般議案、議案第60号から議案第65号までの補正予算議案及び認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について総括質疑を行い、議案第49号から議案第52号、議案第54号から議案第58号及び議案第60号から議案第65号の議案の委員会付託をお願いいたします。また、議案第53号及び認定第1号から認定第8号については決算特別委員会を設置し、9月17日から19日までの3日間、審査を行います。

総務建設委員会については、議案第49号から議案第52号、議案第60号から議案第63号及び議案第65号の9議案と請願第1号及び請願第3号を付託、福祉文教委員会については、議案第54号から議案第58号、議案第60号及び議案第64号の7議案と請願第2号、請願第4号及び陳情第8号から陳情第12号を付託し、審査を行うことに決定をいたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知おきいただきますようお願いを申し上げます。

この9月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月3日までの31日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月3日までの31日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日これまでに、請願書4件、陳情書5件が提出され、これを受理いたしました。請願及び陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております請願・

陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、7月までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管してありますので、随時御覧、お願いいたします。
報告事項は以上であります。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

なお、別添えの参考資料3ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、現委員の磯貝政博氏が来る9月30日で任期満了となりますので、新たに江坂徳峰氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

江坂徳峰氏は、人格が高潔で教育文化に関し識見も高く、その温厚誠実なお人柄、地域の皆様の信望も厚く、また令和3年度に高浜小学校PTA会長、そして令和5年度は高浜市小中学校PTA連絡協議会会長の要職に就かれ、本市の教育行政に対しまして多大な貢献をいただいております。

このような経験から、今日の学校教育における様々な問題に対し、保護者としての立場からも貴重な御意見、御提言がいただけるものと考え、本市教育委員として誠にふさわしい方と確信いたしておりますので、何とぞ本案に御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回、令和6年9月30日で磯貝氏が任期満了となることで、新たに委員を任命するということで、同意ということで今回上程されております。

磯貝氏が今後継続して再任されなかったという理由について、何かあるのでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 磯貝氏は4期16年行いまして、ここで身を引きたいという申出がございました。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第４号につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、同意第４号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

１番、橋本友樹議員。

〔１番 橋本友樹 登壇〕

○１番（橋本友樹） 議長のお許しをいただきましたので、同意第４号 教育委員会委員の任命について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

江坂徳峰氏は、先ほどもありました略歴のとおり、令和３年度高浜小学校ＰＴＡ会長、そして令和５年度には高浜市小中学校ＰＴＡ連絡協議会、いわゆる市Ｐ連の会長をされております。また、中学２年生のお子さんを筆頭に、４人のお子さんの父親でもあります。現在、子育て真っただ中、子供たちの教育に当事者として関わっている世代でもあります。

江坂氏は、株式会社エザカの代表取締役社長であり、社業として食育に対しての見識もお持ちであり、また高浜市商工会青年部にも所属され、このまち、この地域の子供たちのための幾多の事業を行っており、子供たちの育ち、学びに大変な尽力をされておられます。御本人は至って真面目で協調性もあり、またユーモアも兼ね備え、それでいて御自身の意見をはっきりと表明される、そんなお人柄であり、当市の教育行政の一端を担っていただくに誠にふさわしい、まさに適任であると確信をいたしております。

よって、同意第４号 教育委員会委員の任命について賛成とさせていただきます。議員の皆様におかれましても、御賛同いただけますようお願い申し上げます。

〔１番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本件は、令和6年度高浜市一般会計補正予算（第6回）について、地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月15日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

初めに、専決処分を行った経緯について申し上げます。

去る8月1日から、昨今の物価高騰に伴う市民の家計負担の増加や市内店舗の賢明な営業努力への支援として実施してまいりました、高浜市電子クーポン事業において、大変好評を博し、多くの方々の御利用をいただきましたことに伴い、事業登録店に対する補助金を速やかに増額する必要があったため、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、補正後の予算総額を186億8,365万7,000円といたしましたものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたしましたものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項12目企画費は、高浜市電子クーポン事業登録店に対する補助金を増額いたしましたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ちょっと質疑の回数制限がありますので、たくさん聞きたいと思いますので、答弁漏れのないようにお願いしたいと思います。

まず、今回のLINEクーポンなんですが、予定額に到達次第終了ということで広報にも書かれておりましたが、予定額ではなく13日まで使えるという判断をされたのはどなたになるのでしょうか。誰の判断でこういう状況になったのか教えてください。

それから、13日で終了したんですけれども、8月11日、12日時点で幾ら予算が残っていたのか、何%予算が残っていたのか教えてください。

それから、今回専決処分をされたのが8月15日ということになっております。そうすると、8月13日には、予算がないにもかかわらず執行してしまったということになりますが、これについて市の見解を求めます。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだたくさんありますか。じゃ、一旦ここで。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、1つ目の質問、予算到達次第終了としていたところ、予算を上回るようになったが、13日で終了というような判断をしたのは誰かというところでございますが、総合政策グループリーダーの私でございます。

次に、8月11日、12日時点での予算の執行状況というところでございますが、予算残がどれぐらいというか、予算の執行率というところで、すみません、お答えをさせていただきます。8月11日終了時点で予算の執行率は81.6%、8月12日終了時点で予算の執行率は99.4%でございました。

最後、専決が8月15日というところで、8月13日は予算の裏づけがないままというようなところでの御質問かと思いますが、今回の電子クーポン事業において、予算としましては、電子クーポン事業登録店補助金という予算を組ませてもらっております。こちらの補助金につきましては、事業者から補助金の申請をいただき、交付決定をした日が支出負担行為の日となるため、事務的には問題がないかなと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 誰がというところで補足して御説明させていただきます。

先ほど、総合政策グループリーダーと申し上げましたが、13日で終了したいという相談がございまして、それを企画部長になります私が、じゃ、そうしましょうということで承認したというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 8月1日の9時からクーポンを配信すると広報に書かれておりました。8

月1日以降に広報が自宅に届いた世帯もございます。8月1日より始まる事業に対して、8月1日号の広報に、ちょっとこれ遅いと思うんですけども、なぜそういう形になったのでしょうか。

次の質問ですが、LINEが使えない、もしくは所持していない高齢者は、クーポンが全く使えない状況でした。そうした方を切り捨てたというような状況になりますが、その点について市はどのようにお考えでしょうか。

それから、LINEの登録者数、先ほど市長のほうから3万5,000人ということでお話がありました。その後、ブロックされた数についてお答えください。

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） じゃ、一旦ここでまた。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 8月1日号の広報、表紙で上げさせて、出させていただきました。それ以後、なぜこの8月1日号に載せたということですが、それより前に、事業者募集の回覧を、その前の広報のときに回覧で入れさせていただいて、機運を高めてきたというところがございました。あまり離れすぎてもいけないかなというところで、直近の広報の表紙というところで載せさせていただいてPRをさせていただきました。

次になりますが、LINEを使えない方がいたというようなところで、そういった方に対する市の見解というようなところでございます。

高浜市ではこれまで、今回のような、そういった家計や事業者支援ということで、プレミアム商品券やクーポンブックなど、紙で取組を行ってきました。今回のデジタルクーポンについても、当初、紙で実施するかとか、他市でも、知立や刈谷市さん、西尾市さんでも実施をして大好評だったLINEを使ったクーポンを検討するか、そういったようなところを検討しました。市内での事業者の御意見も参考にしようと商工会にも相談して、今回は一度LINEを使ったデジタルクーポンでやってみようというようにところで決定をしてきたというようにところでございます。

今回、LINEをなぜ使ったかという、今回の事業を通じて、LINEが使えないんだけど、せっかくならLINEを使えるようになってこの事業に参加したり、そうすることで、我々としても今後市の情報発信がしっかり届くようになるというような願いも込めた今回事業になっておりますので、そういったところを御理解いただけると幸いです。

次に、最後、ブロックの数ですが、今日現在で最新の数字でございますが、約7,000件となっております。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 電子クーポンで、これ事業を実施するということの可否につきまして、3月定例会の審議をいただきまして、お認めいただいたというふうに認識いたしております。

○議長（杉浦康憲） 続いて、13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 議会では認められましたけれども、私は反対しておりますし。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、それ、2回目、始まりますよ。今のは感想ですか。

○13番（倉田利奈） いや、1回目です。

○議長（杉浦康憲） 感想は後からにしてください。

○13番（倉田利奈） 約7,000件ということだったんですけれども、先日細かい数字が出ていたので、もし細かい数字が分かれば教えていただきたいのと、クーポンで売上げに影響があった店舗については、量販店のほうが多かったのではないかと思います。市民の方からいろいろ私、聴取したところ、そういう状況だったんですけれども、その辺りについて、エビデンスを基に、量販店、個人店、どのようであったのか。また、効果についても教えていただきたいと思います。

あと、LINEクーポン、これ市外の方も使えたということで、LINEの登録が先ほど3万5,000ということだったんですけれども、市内の方、市外の方、それぞれ何人登録されたのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ブロックの人数でございますが、大変失礼しました。ちょっと先ほど、一番直近の今日時点での数というところで約7,000と言いましたが、細かい数字というところでございましたので、ちょっと数字が前になるんですけれども、令和6年8月29日時点での、すみません、数字になってしまいますが、手元の資料だと6,791人というところでございました。そこからなんで、最近まででちょっと増えたというところがございます。

量販店の関係でございますが、今回利用が多かったところの店舗トップ10までのところを見ると、言われるように量販店が占めておりますが、量販店、そのところで大体使われた金額の率ですが、61%程度そういったところで使われていると。逆に、40%近くが量販店ではないところで使われているというところもございますので、ある一定の効果は、市内の各協力店舗についてはあったのかなと考えてございます。

また、市内、市外のLINEの登録者数でございますが、LINEにつきましては受信設定というところで属性登録をしていただくことで、市内、市外の登録者数が分かるんですけれども、全員が全員、まだそういった属性登録、受信設定をしていただいているというところがございます。8月16日時点で、そういった受信設定をしてくださっている方が6,086人ございました。そのうちの61%、3,697人が市内というような登録、残りの39%、2,389人が市外というような登録になってございます。市外、市内の割合としては、それまでしかちょっと分かりません。よろしく願います。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。2回目でよかったですね。

○13番（倉田利奈） はい。じゃ、2回目にまいりたいと思います。

先ほど、最終判断をしたのが部長ですというお話があったんですけれども、これ、市長、副市長とかは、これいつ金額をオーバーしたというのを知ったんでしょうか。それで多分承認されたと思うんですけれども、いつ知ったのかというところについてお聞かせいただきたいのと、あと、今、属性登録の話がありました。その中で61%が市内で39%が市外ということで、そうすると、多分この割合で、この3万5,000人という登録も大体似通った数になるのかなと私は思うんですけれども、その辺りの市としての考え方と、あとこの属性登録というのが非常に分かりづらいというか、私もどうやってやるのかなということでやってみたら、ああ、もうできていたんだという感じで、多分皆さんなかなか知らないと思うんですね。今後も情報を収集するに当たっても、やはりこの属性登録というのは非常に重要だし、受け取る側も属性登録されていると、余分な情報が来ないということだと思うんですけれども、そのあたりについてどのようにお考えなのかというところをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 市長への報告ということでございますが、12日の夕方頃に、翌日の13日にLINEの配信を終了いたしますということで、LINEのほうを配信させていただきました。その後、事後報告になってしまいましたが、その日のうちの夕方頃に市長に報告をしております。連休明けに、また市長、副市長両人に御報告をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 属性登録から見る利用者の割合の部分の市の見解でございますが、ちょっとあくまでこれは、現在属性登録をいただいている方の割合というところで、それがそのまま利用者の割合になるかというところは、ちょっと判断しかねるところがございますが、一個の目安にはなっているのかなというところがございます。

次に、受信設定のところが分かりづらいというようなところでございますが、確かに今、メニュー画面だと、同じ緑色のメニューボタンで併記されていますので、現在ちょっとその受信設定のところだけ少し色を変えて分かりやすくするとか、なるべく設定をしてもらえるような呼びかけを今後もしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 予算が超えてしまったということを知ったというのは、13日の翌日、14日ということで、市長、副市長に報告をしておるというところがございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により

委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、反対討論を行います。

令和6年3月議会の補正予算によって、この事業の予算が計上されました。委託料が255万5,000円、高浜市電子クーポン事業登録店補助金5,854万4,000円となり、事業費の予算が全体で6,109万9,000円。そして、この事業に伴う人件費として会計年度任用職員を雇用し、288万7,000円も合わせて計上されました。そして、今回、高浜市電子クーポン事業登録店補助金1,800万円の増額補正が専決処分されました。

事業費を1,800万円も超えて執行してしまったということは、当初の予算を約30%も多く使ってしまったということになります。これは、県内で今後、高浜市だけが行わないとする18歳高校生世代の入院費の無償化を行った場合に必要な予算の4年分にもなります。このように、予算を大幅に超過して執行してしまった専決処分は、議会軽視と言わざるを得ません。

また、この補正予算について、本来は議会の議決を経なければなりません。市長が議会の議決、決定の前に、自ら処理をする専決処分を行っております。

専決処分を行った根拠を、地方自治法第179条第1項の規定によるとあります。この地方自治法第179条第1項には、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお議会を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるものとあります。今回の専決処分は、この条文のどこに当てはまるのでしょうか。本件補正予算は、専決で処理できるような案件ではありません。

私は、3月議会において、この事業の補正予算について反対表明し、反対討論を行いました。反対討論では、「価格高騰重点支援給付金支給事業については賛成いたしますが、アシタのたかはま研究事業については賛成することができません。なぜなら、このクーポン事業の制度設計が詳細にされていない状態で予算計上されているからです。これでは、この事業に税金を投入していいかどうか分かりません。既に刈谷市では、同様のLINEを使ったクーポン事業を行っていましたが、一部の店舗周辺の渋滞やレジでの手続からの混雑など、様々なお店で問題が発生

し、お店も市民も混乱する状況になっておりました。今回の事業内容は、事業者1か所につき1,000円以上購入で500円の割引となっていますが、この制度であれば、お金を使える市民はお店を渡り合えば、幾らでも割引のサービスを受けることができます。スマホを持っていなかったり、LINEが使えないような高齢者は利用することができないことから、家計負担の軽減が市民に公平に図られるとは思いません。制度設計を詳細に明らかにしなければ、費用対効果があるかどうか分かりませんし、多くの市民が納得できるような制度になるのかも分からないため、賛成することはできません。そして、このような状態で予算計上することは、金輪際やめていただきたいと強く要望し、私の反対討論を終わります」と発言いたしました。この私の予想が、残念ながら当たったと言わざるを得ない事態となり、多くの市民や事業所からクレームが届いています。

令和6年3月の補正予算の事業費は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使った事業でした。そうであれば、まず物価高騰で生活が苦しい多くの市民の方々に恩恵をもたらす事業となるべきではないでしょうか。スマホを所持していない、もしくはスマホの操作が分からない高齢者は、年金だけで生活している市民が多くいらっしゃいます。残念ながら、年金は増額されることなく物価だけ上がっているのです、このLINEクーポンが使えないことに嘆く高齢者の声が届いております。そして、クーポンを使わず日常の買物をしたい市民が、レジでの長蛇の列に並ばなければならなかったことや、市の指定ゴミ袋など生活必需品が売り切れてしまい購入できなくなってしまったなど、日常生活に影響を与え不都合な状態であったことも事実です。

中日新聞に、副市長が「最終日の利用は予想以上だったが、地元の飲食店の集客や認知にもつながり、目標は達成できたと話していた」という記事が掲載されていました。圧迫されている家計の負担を軽減するということが今回の事業の目的の一つに書かれていましたが、この目的は達成できたのでしょうか。

また、予算を大きく超過したにもかかわらず事業を称賛するコメントに対し、市民から怒りの声が聞こえています。一部の事業者は、クーポンの利用に売上げが上がったという事実もありますが、量販店で使われたことや、LINEクーポンの終了とともにお店に閑古鳥が鳴いているといった声もありました。若い世代の方々は、このクーポンのためにLINEを登録したが、終わり次第ブロックをしたという声も届いています。LINEの登録者数について、引き続き経緯を注視していきたいと思います。

そして、今回の補正予算は市の財源を使うことから、本来は高浜市民のために使われるべき税金が、クーポンは市外の方も利用できたことから、市外の住民の方々のために充てられることにもなりました。これまでの税金の無駄遣いにより、財政調整基金いわゆる市の貯金が、当初予算編成時に10億円を切っているにもかかわらず、財政調整基金を取り崩す補正は考えられません。

だいかぞくーポンは、一部の市民や事業所には恩恵がありましたが、残念ながら全く恩恵がな

く不満に感じている市民が多くいらっしゃることも事実です。そして、市民の血税を使うことについて、市民はどのくらい納得されているのでしょうか。アンケートを取っていましたが、LINEで取っているため、LINEクーポンが活用できなかった方々の声は届いていないと思います。公平・平等な事業設計にならなかったところか、このように予算がないにもかかわらずクーポンを発行し続け、1,800万円もの補正予算を専決処分したこと、そして専決処分はできない内容であることから、承認はできません。

以上で反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、承認第1号は原案を承認することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,395万2,000円を追加し、補正後の予算総額を187億6,760万9,000円といたすものでございます。

10ページから13ページをお願いいたします。

地方債補正は、児童クラブ改修事業について、高取北児童クラブ改修工事費等の計上に伴い、新たに限度額を定めるものでございます。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金は、高取北児童クラブ改修工事に対する交付金を計上いたすも

のでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は今回の補正予算の財源調整として、公共施設等整備基金繰入金は高取北児童クラブ改修工事費等の財源として、それぞれ増額いたすものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

3款2項3目家庭支援費は、高取北児童クラブの移転先とする高取小学校敷地内にある給食棟改修のための工事費及び監理業務委託料を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 何点か御質問させていただきます。

まず、当初から私言っているんですけども、当時児童クラブが、高取小学校内に高取児童クラブがあって、すぐ小学校の西側に楽習館児童クラブがありました。これについて、一つの学校で2つ、すぐ近くであるということで、すごく私、不思議に思っているんですけども、今回また、これがばらばらで運営されていく。同じ小学校の中で、北と南で運営されていくということなんですけれども、これ一緒にするとか、そういった協議とか、そういったものがなかったのかということと、この2つで児童クラブをやっていくという理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、今回、高取北児童クラブという名称を、私今回のこの9月議会の告示で初めて知りました。これ多分、条例や規則等、変更が必要かと思うんですけども、それどのようなになっているのかということと、これいつから変更されているのかということと、それについて、どこかでこれまで何か我々に御報告いただいているのかということについても教えてください。

それから、結局全世代楽習館の取壊しによって転々と場所を変わって、最終的にこの高取北児童クラブが、小学校の北側にある旧給食調理室、そこを改修して、今回その改修費が出てきているんですけども、非常に全世代楽習館が耐震がないといったところから、すごく私遅いと思うんですね、最終的に決まったのが。これ何で、こんなように計画……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、これ改修の補正なんで、改修の補正について質問を。移転については、もう議論が終わっていると思いますので、補正費について意見をしてください。質問お願いします。

○13番（倉田利奈） だから、もともとこの改修も私は、補正予算が出てくること自体が問題だと思っているので、お聞きしております。

それから、これ図を見るとトイレが、女性用トイレが1つと男性用トイレが1つと多目的トイ

レが1つになるかと思うんですけれども、ここを利用する子供の数、それからトイレの数、私これ非常に少ないのかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えについてもお聞かせください。

それから、改修金額の……

○議長（杉浦康憲） まだありますか、たくさん。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） では、一度ここで。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、1つ目の答えとして、高取小学校区に2つの児童クラブがあるということについて、一緒にするつもりがあるかについての御質問にお答えさせていただきます。

高取小学校区については、いわゆる児童クラブの利用人数としましては、おおむね各児童クラブ40名程度の人数がございまして、人数に応じたクラブ数を配置しているという形になります。

1つは、いわゆる直営の児童クラブ、もう一つは、公設民営の児童クラブということで、現在のところ、継続する形での児童クラブの委託側のほうの意向がありますので、一緒にするつもりはございません。

2つ目の御質問の名称変更について、議員に周知をしたのかとの御質問でございます。

こちら名称の変更につきましては、いわゆる規則において名称の変更をさせていただいておりまして、その日付としましては、移転を行いました高取小学校の図工室のほうに移転をして、2月19日に改正をしております。それに先立ちまして、2月16日付で議員の皆様には投げ込みのほうをさせていただいております。

3つ目の御質問でございます。

トイレにつきまして、いわゆる北児童クラブのトイレが、お示している中では、男子用トイレ、女子用トイレと多目的トイレで、それぞれいわゆる大便器が1つずつというふうになっております。定員おおむね40名の児童クラブの例としましては、高取南児童クラブもございまして、高取南児童クラブのトイレの数も、女子が大便器2つに、男子は小便器2つに大便器1つで活動しておりまして、大体同じような定員の活動の中で、特にトイレについて支障がないということも確認した上で、今回このような形で設置をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） まだ1回目の質問の続き、行きます。

改修金額の妥当性についてお聞きしたいと思います。

これ、平米数をお聞きして、いわゆるこの金額で割ったところ、約坪160万円の改修費かなというところなんですね。以前、南のところも非常に高いということを、私申し上げておりました。

今回、それ以上に高くなるんですけれども、なぜこのように高い金額になるかというところについても御説明いただきたいのと、あと今回、公共施設の整備基金の繰入金のほうを繰り入れた財源で改修するということになっているんですけれども、これを繰り入れて、議決後、基金、幾らになるのかお答えください。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 南児童クラブと比較して、改修費が高いのではないかと御指摘でございます。

さきの1月議会において、児童クラブの実施設設計費の予算計上をさせていただいたときにも御説明させていただいておりますが、その当時、大体5,000万円ぐらいが南児童クラブの改修費であり、同じ構造であり同じ学校敷地内の建物であれば、同程度ではないかというふうに御説明させていただいております。

しかし、実際には、南児童クラブの改修は、今まで児童クラブとして活動していた児童クラブの改修。一方、給食棟につきましては、今まで給食を作っていた建物の改修ということで、いわゆる空調や排気、または機械設備の換気や排水等のレイアウトの変更や、いわゆる電灯の設備、構内の交換設備等で大きな変更が必要になるということで、その点を踏まえて工事費として、約想定より1,000万円ほど多くなったと。

さらに、令和3年度に南児童クラブについては設計をしております、令和6年までの間に大きく物価変動が生じた中で、大体25%ほど増加しているというようなところで、大体6,000万円の25%増で7,500万円ほど。さらに、令和6年と5年では諸経費の計算が若干変わりました、それを踏まえると大体8,000万円ほどになるということで、金額的に不合理な設計をしているものではないというふうに認識をしております。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 公共施設等整備基金の繰入後の残高につきましては、約1億7,600万円でございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。2回目ですね。

○13番（倉田利奈） はい。先ほどの答弁で行くと、今までどおりの委託、北は委託に来年度も考えてみえるのかなというところになると、同じ小学校内で委託と直営の児童クラブができるという、ちょっとなかなか私には理解しづらい状況なんですけれども、そのあたりについて、いわゆる私がもし保護者だったら直営のほうにしたいなというふうに思うと思うんですけれども、そのあたりの何か不都合とか問題点とか、そのあたりはないのかなと。今まではちょっと離れたところにあったんですけども、今回は給食室になると本当に同じ敷地内になるということで、その

あたりのお考えについてお聞かせいただきたいのと、それから給食調理室の改修なんですけれども、これ当初は取り壊すということでお聞きしておりました。取り壊すものを今後改修して、児童クラブにするという予算計上なんですけれども、そうなった場合、いわゆる外回りというんですか、外壁等についても、これは今のままではちょっとあまりにも問題があるのかなというところで改修が必要かと思しますので、そのあたりの御説明と、あと調理室については、学校の耐震の基準の中に以前入っていないというようなお話がございました。ここの調理室についての耐震性、そして工事の内容についても、その点についてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 議案の範囲内で答えていただければ結構です。

こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 直営と委託がある中での今後の児童クラブ活用の仕方についてでございます。

いわゆる高取南児童クラブにつきましては、利用時間が19時までと。北児童クラブについては18時までという形で従前活動しておりまして、今後も同様の活用をしていくことを考えております。

保護者の方々は、やはりその利用する時間を考慮した上で児童クラブを選択していただくというところと、またその中で活動する児童につきましても、児童クラブの中で、いわゆるお友だちができる、または同じクラスの子が同じ児童クラブに通うというような中で、委託とかの運営の形態に応じて保護者が選択するというのは特にないのかなと。今年の児童クラブの入会についても同様の傾向があったことから、そのような形で問題ないのかなというふうに考えております。

あと、次が、取り壊すべき建物を今回改修するというような中で、外壁等も老朽化しているのではないかなという御心配の声でございます。今回の改修については、いわゆる外壁の改修や屋上、天井の改修等も含めております。

また、耐震の関係につきましても、さきの1月臨時議会の実施設計の際に、いわゆる耐震設計も念のために行うというようなことで耐震の診断のほうも行っておりまして、結果としては問題がなかったというような形になっております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第59号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することに

決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算は、高取小学校給食室を改修し、高取北児童クラブとして使用するための費用として8,395万2,000円が計上されたものです。まずもって、なぜ初日に即決しなければならない状態での議案上程になるのでしょうか。子供たちのためというのであれば、もっと早く移転先について検討し、計画を進めるべきではなかったのでしょうか。

高取北児童クラブは、もともと高取小学校すぐ西の公共施設、全世代楽習館において、楽習館児童クラブとして児童クラブを運営していました。この全世代楽習館について、令和5年10月6日に耐震がないことが判明し、施設の利用が中止となったため、楽習館児童クラブは令和5年10月7日より、高取ふれあいプラザ及び女性文化センターへ機能移転。その後、令和5年11月1日より旧中央児童館、令和6年2月19日からは高取小学校図工室へ活動場所を転々とし、最終的に高取北児童クラブとして、高取小学校の旧給食室を活動の場とするものです。

高浜市は、平成28年に高浜市公共施設総合管理計画を策定しましたが、この計画の中には、耐震診断未実施で早急な対応が必要な施設が当時17施設もあり、全世代楽習館もそのうちの一つでした。計画当初から、これらの施設について、将来持続可能な財政運営のためにも、施設の機能について今後どこでどのように行っていくのか、十分な議論が必要でした。しかし、高取小学校の西に隣接していた旧高取幼稚園は、耐震基準を満たしていたにもかかわらず、全世代楽習館の耐震診断結果が出るのを待たずして、令和5年3月に取壊しが決まり取り壊されましたが、現在跡地活用がされていません。

また、高取小学校の長寿命化改良事業が令和4年2月に決定され、現在も工事が進められています。同月、高取小学校内に設置されていた高取児童クラブの改修工事も決定されました。全世代楽習館は、耐震診断未実施であったことから、この施設の機能についてどうするのかをまず決めるべきではなかったのでしょうか。これでは総合計画ではなく、個々の計画を進めただけになり、高浜市公共施設総合管理計画は破綻しております。

このような公共施設のマネジメントでは、幾らお金があっても足りません。せめて、高取小学校長寿命化改良工事の計画時に給食室の改修工事を含めていれば、改修費も縮小できたのではないのでしょうか。

この間、翻弄されてきたのは、児童クラブの子供たちと、その保護者の方々です。子供たちが

安心してよりよい環境で放課後の時間を過ごすことを真剣に考えれば、もっと早く計画を立てることができたのではないのでしょうか。この間、公共施設計画については、行き当たりばったりという発言を繰り返してきましたが、その象徴と言えるようなこれまでの経過を考えますと、全面的に認めることはできません。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

この放課後児童健全育成事業における高取北児童クラブ改修工事費並びに工事監理業務委託料についてであります。この事業は、試行錯誤を重ねて、利用する子供たちが安心・安全に長期的に使用でき、利便性が高い最適な場所として、最終的に学校敷地内に児童クラブを設置するものであり、今回の上程は、年度内に事業完了を予定していただくところが評価できます。迅速に事業の進捗が図られる中で、子供たちの利用と利便性に主眼を置き、学校スケジュールに影響を及ぼすことなく工事などのスケジュールが調整されております。

また、解体が予定されていた給食棟を再利用することにより、予定された解体工事における費用は不要となります。しかし、再利用となると改修工事費等の費用が生じますが、他の施設を再利用したり新規で建設した場合でも予算が必要となります。学校敷地内の使用されなくなる給食棟の活用は、極めて合理的な選択であり、子供たちの居場所確保のために英知を集め、鋭意努力を重ねてきた予算であります。

先ほど、行き当たりばったりの事業とありましたが、反対討論の中に代案の提示はございませんでした。このことから、今回の補正予算は必要不可欠であり、議案第59号に賛成といたしますので、皆様の御同意をお願いいたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第59号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第7回）について、原案を可決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。再開は11時15分。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第49号から議案第58号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書のほか、議案参考資料4ページから7ページの新旧対照表及び8ページの概要資料を御覧ください。

本案は、近年の公職選挙法の改正に準じて本条例の一部を改正するほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第2条では、住民投票の対象である市政上の重要事項から地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項が除外されることを明記するものでございます。

第11条では、公職選挙法に準じ、投票資格者名簿の登録について、登録月の1日が休日に当たる場合は、直後の休日以外の日に登録できる旨を明記するものでございます。

第19条では、第1項で住民投票の期日前投票及び不在者投票事由について、公職選挙法の場合と同様の事由にする旨の改正を行うものでございます。また、第2項で、郵便等による不在者投票を行うことができる要件について、現在、要介護4と5のところを、要介護3まで拡大するなどの改正を行うものでございます。

第22条では、投票運動の制限について、市民の平穏な生活環境が侵害されるものを追加するものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第50号 高浜市税条例の一部改正について提案理由の

御説明を申し上げます。

議案参考資料9ページの新旧対照表も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜市税条例第33条の7第1項第11号に規定する寄附金税額控除の対象団体である特定非営利活動法人のりのりフットワークの所在地の変更に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

別表、第33条の7関係、3行目の特定非営利活動法人のりのりフットワークの主たる事務所の所在地を、「高浜市二池町一丁目8番地5」から「高浜市二池町一丁目8番地6」に変更するものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行は公布の日からとしております。

続きまして、議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

議案参考資料10ページの新旧対照表も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、本年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

国民健康保険法に基づき規定している本条例第13条の罰則規定中、被保険者証に関する国民健康保険法第9条第3項もしくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合の罰則規定を削るものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行は令和6年12月2日からとし、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしております。また、改正政令におきまして、令和6年12月2日に、現に被保険者証を交付されている世帯主が、令和6年12月2日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還につきましても、なお従前の例によることとし、当該規定により令和6年12月2日以後にした行為に対する罰則の規定においても、なお従前の例によることとしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第52号及び議案第53号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第52号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の11ページ、また添付されております図面も併せて御覧ください。

本案は、都市計画法第29条に基づく開発行為等により築造された4路線を、市道路線として認定をお願いするものでございます。

なお、今回の認定路線の概要は、総延長285.5メートル、幅員は最少4メートルから最大10.5メートルとなります。令和6年3月末の認定路線数は782路線、認定総延長は20万5,248.6メートル

ルで、今回路線を加算いたしますと、認定路線数は786路線、認定総延長は20万5,534.1メートルとなります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は1億9,471万4,590円で、そのうち減債積立金に5,266万4,994円、建設改良積立金に3,800万円を積み立てさせていただくとともに、1億404万9,596円を資本金へ組み入れさせていただくものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

参考資料の17ページも併せて御参照ください。

本案は、高齢者の心身の健康増進を目的とした趣味活動の場である老人憩の家の一つ、高浜南部老人憩の家の建物を取り壊す運びとなったことから、これを廃止するものであります。

この高浜南部老人憩の家は、地元のいきいきクラブの皆さんが御利用されてみえましたが、会員の減少を理由に解散されたことにより、その役割を終えたものであります。

なお、附則におきまして、この条例の施行を公布の日からといたしております。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第55号 工事請負契約の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料18ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高取小学校給食施設改築工事におきまして、当初の契約では、既存の給食施設は解体する内容となっていました。その後、全世代学習館の施設利用の廃止が決まり、児童クラブ事業を継続させるため、高取小学校敷地内にある既存の給食施設を存置改修し、児童クラブ活動を実施することとなったことから、当初契約から既存給食施設の解体工事分1,144万円を減額する工事請負契約の変更をお願いするものであります。

続きまして、財産の取得（追認）につきまして関連がございますので、議案第56号、第57号及び第58号について一括して御説明申し上げます。

参考資料19ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

小・中学校で使用する教科書は、4年に1回、新たに採択が行われますが、これに併せて教師用教科書及び指導書も更新され、愛知県の特約供給所が選定した取扱書店から購入することとなっています。高浜市においては、株式会社不二商会と有限会社日新堂書店が取扱書店に指定されていることから、この二者と単価契約にて契約を締結し購入しています。

今年7月上旬、他自治体から学校経営グループに教師用教科書及び指導書の購入に係る議決について照会がありました。これを受けて、学校経営グループで直近10年間の契約を確認したところ、令和2年度及び令和6年度の教師用教科書及び指導書の購入について、議会の議決が必要と思われる事案が3件あることを確認しました。指導書等の購入については単価契約であることから、契約時の総額が確定できず、議会の議決の可否については判断が分かれるところであると思いますが、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては議会の議決を経る必要があると判断し、財産の取得につきまして議会の追認をお願いするものでございます。

説明は以上のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第60号から議案第65号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,771万5,000円を追加し、補正後の予算総額を189億6,532万4,000円といたすものでございます。

10ページから13ページをお願いいたします。

地方債補正は、老人憩の家等解体事業及び全世代楽習館解体事業について、解体工事費の計上に伴い、限度額を増額または新規設定するもので、小学校施設改修事業及びスポーツ施設改修事業につきましては、事業費の変更等に伴い、限度額を増額するものでございます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金の障害児入所給付費等負担金は、障害児給付費の増加に伴い増額いたすもので、低所得者保険料軽減負担金は、令和5年度の負担金の確定及び令和6年度内示額の決定に伴い、増額いたすものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金のデジタル基盤改革支援補助金は、自治体情報システムの標準

化・共通化に対応するための業務に対する補助金を増額いたすものでございます。2目民生費国庫補助金の障害者総合支援事業費補助金は、障害者総合支援制度の改正に対応するための福祉総合システムの改修費に対する補助金を計上いたすものでございます。

15款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は、コミュニティバス運行事業に対して補助されるものでございます。2目民生費県補助金の愛知県子育て支援対策基金事業費補助金は、幼児教育・保育の無償化の実施に対して補助されるものでございます。

17款1項5目教育費寄附金のたかはま夢・未来基金指定寄附金は、岡崎信用金庫様から500万円を御寄附いただいたものでございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として減額いたすもので、公共施設等整備基金繰入金は、五反田第2グラウンド照明LED化工事及び港小学校長寿命化改良工事積算資料修正業務委託の財源として増額いたすものでございます。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い増額いたすものでございます。

20款4項2目雑入のスポーツ振興くじ助成金は、交付額の決定に伴い減額いたすもので、学校教育研究助成金は、学校教育研究助成事業に高浜南部幼稚園が選定されたことに伴い計上いたすものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項3目市民活動支援費は、吉浜ふれあいプラザにおける消防設備更新のため、消耗品費及び修繕料を計上いたすものでございます。11目財産管理費は、市役所本庁舎の防犯対策として、防犯カメラを設置する工事費を計上いたすものでございます。14目電算管理費は、自治体情報システムの標準化・共通化業務において、LGWAN回線経由でガバメントクラウドに接続するネットワーク環境を構築するための委託料を計上いたすものでございます。

2款8項1目基金費の公共施設等整備基金積立金及びたかはま夢・未来基金積立金は、今回の補正予算の財源調整や寄附金を積み立てるものでございます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

3款1項2目地域福祉推進費は、障害者総合支援制度の改正に対応するための福祉総合システムの改修費を計上いたすものでございます。3目障害者在宅・施設介護費は、放課後等デイサービス等の利用者が増加したことに伴い、障害児給付費を増額いたすものでございます。6目高齢者社会参加推進費は、高浜南部老人憩の家及び全世代楽習館の解体工事費を、それぞれ計上いたすものでございます。13目高齢者医療費は、前年度の療養給付費負担金の額の確定に伴い増額いたすものでございます。16目介護保険事業費及び17目後期高齢者医療事業費は、前年度繰越金の額の確定等により、特別会計への繰出金を減額いたすものでございます。

3款2項2目保育サービス費の2会計年度任用職員管理事業は、栄養士の新規雇用に伴い人件費を増額いたすもので、3保育園管理運営事業は、倉庫として利用する建物における消防設備の保守点検のための委託料を計上いたすものでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、支給額の改定に伴い、中国残留邦人支援事業における配偶者支援金を増額いたすものでございます。

8款3項1目河川費は、愛知県からの事業着手の通知に基づき、急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金を計上いたすものでございます。

10款1項1目教育委員会費は、令和7年度以降に予定している工事の設計業務に係る負担軽減を図るため、営繕積算システム使用料を計上いたすものでございます。

10款2項1目学校管理費は、小学校において故障した交換用タブレットキーボードを購入するため、消耗品費を増額いたすものでございます。

10款2項3目学校建設費は、港小学校の長寿命化改良工事において、国庫補助金要望に当たり計画を見直したことに伴い、積算資料を修正するため、委託料を増額いたすものでございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費は、中学校において故障した交換用タブレットキーボードを購入するため、消耗品費を増額いたすものでございます。

10款4項1目幼児教育費は、学校教育研究助成事業として、幼稚園のわくわく運動遊びの教室を実施するため、講師謝礼、消耗品費及び図書購入費を計上いたすものでございます。

12款公債費は、市債の利率見直しに伴い、元金及び利子を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和5年度決算額の確定に伴い、歳入の款項の区分及び当該区分ごとの金額についての補正を行うものでございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

歳入の4款2項1目支払準備基金繰入金7,522万6,000円の減額は、繰越金の額の確定により財源調整いたすものでございます。

5款1項1目その他繰越金7,522万6,000円の増額は、令和5年度決算額の確定に伴うものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,482万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1億218万8,000円といたすものであります。

補正予算説明書86、87ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目繰越金5,482万9,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、88、89ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項1目予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ61万8,000円を追加し、補正後の予算総額を3,331万1,000円といたすものでございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額の確定に伴い、61万8,000円を増額いたすものでございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の基金積立事業は、前年度繰越金61万8,000円を基金に積み立てるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書33ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ7,246万4,000円を追加し、補正後の予算総額を31億1,924万1,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額に変更はなく、36ページをお願い

いたしまして、第2表歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

次に、補正予算説明書108ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金、3款2項1目調整交付金及び5款1項1目介護給付費負担金は、いずれも歳出の高額医療合算介護予防サービス費の実績見込みによる増額であります。

4款1項支払基金交付金及び7款1項1目一般会計繰入金は、前年度の実績に伴い減額するもので、110ページをお願いいたしまして、8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

112ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、2款4項2目高額医療合算介護予防サービス費は、実績見込みに伴い増額いたすものであります。

2款1項介護サービス等諸費から114ページの4款2項一般介護予防事業費までは、いずれも支払基金交付金の減額に伴い、財源更正を行うものであります。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度からの繰越金により1,391万3,000円を積み立てるものでございます。

116ページをお願いいたします。

6款1項3目介護給付費等過年度分返還金は、前年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の額の確定に伴う返還金でございます。

124ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴う減額であり、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明を申し上げます。

補正予算書の39ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ215万4,000円を追加し、補正後の予算総額を7億842万7,000円といたすものでございます。

歳入について申し上げます。

132ページ、3ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金84万円の減は、令和5年度決算額の確定に伴い、総務費について財源調整をいたすものでございます。

4 款 1 項 1 目繰越金299万4,000円の増額は、令和5年度からの繰越金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

134、135ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、令和5年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納した納付金215万4,000円を増額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、決算書をお願いいたします。決算書の4ページの会計別決算総括表をお願いいたします。

一般会計の歳入決算額は190億6,205万745円、歳出決算額は186億6,711万1,401円、歳入歳出差引残額は3億9,493万9,344円であります。

198ページの実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支につきましては、3歳入歳出差引額から4翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた5実質収支額は3億8,479万344円であります。

続きまして、主要施策成果説明書をお願いいたします。

12ページ、13ページの款別歳入年度比較表をお願いいたします。

1 款市税の収入済額は、13ページ上段のとおり92億9,535万3,418円で、指数は前年度比0.1%増の100.1%、主な増額要因は固定資産税の増によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は1億1,152万7,776円で、27ページの3款利子割交付金は343万7,000円、4款配当割交付金は7,139万4,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は7,354万1,000円でございます。

28ページをお願いいたします。

6 款法人事業税交付金は1億5,809万8,000円で、29ページの7款地方消費税交付金は11億4,561万3,000円でございます。

30ページをお願いいたします。

8 款環境性能割交付金は2,511万6,307円、9 款地方特例交付金は1億255万円で、31ページの10款地方交付税の普通交付税は不交付、特別交付税は7,822万4,000円、11款交通安全対策特別交

付金は525万2,000円、12款分担金及び負担金は9,019万5,472円でございます。

32ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料は1億4,055万7,793円で、33ページの14款国庫支出金は30億9,072万9,965円で、前年度比6.9%の減。減の主な要因は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業費補助金及び価格高騰緊急支援給付金支給事業費補助金の減によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

15款県支出金は13億6,220万6,157円で、前年度比0.6%の増。増の主な要因は、介護施設等整備事業費補助金の増によるもので、35ページの16款財産収入は3,399万1,463円でございます。

36ページをお願いいたします。

17款寄附金は6,782万6,968円で、うちふるさと応援寄附金は前年度比21.9%減の6,461万4,000円でございます。

38ページをお願いいたします。

18款繰入金は4億5,530万3,486円で、財政調整基金繰入金1億9,156万3,000円、公共施設等整備基金繰入金（繰越明許）1億4,240万円が主なもので、19款繰越金は8億6,881万6,759円で、39ページの20款諸収入は4億6,151万6,181円でございます。

41ページをお願いいたします。

21款市債は14億2,080万円であります。

43ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款議会費は1億5,960万3,572円でございます。

46ページをお願いいたします。

2款総務費は17億7,663万3,662円で、主な取組といたしましては、59ページをお願いいたします。

広報広聴事業の（3）市公式LINEの運用では、市公式LINEに情報配信システムを導入することで、友だち登録している方のニーズに沿った情報を配信するセグメント配信を行うことができるようになり、市公式LINEの友だち登録者数の増加につながりました。

66ページ、67ページをお願いいたします。

みんなでまちづくり事業になりますが、（4）多文化共生コミュニティセンターの運営等の多文化情報発信業務委託では、外国籍住民に特に伝えたい情報を抜粋して、5か国語で動画制作し、市公式ホームページに掲載するとともに、委託先事業者のSNS等を通じて情報を発信することにより、より多くの外国籍住民に伝えたい情報を届けることができました。

106ページをお願いいたします。

3款民生費は77億8,309万3,929円で、主な取組といたしましては、133ページをお願いいたし

ます。

地域医療介護総合確保基金事業の（１）介護施設等整備では、市内に認知症グループホームを新たに開設する事業者に対し、介護施設等整備事業費補助金を交付することで、認知症グループホーム利用希望者の受皿を増やすことができました。

147ページをお願いいたします。

価格高騰重点支援給付金支給事業及び148ページをお願いいたしまして、価格高騰重点支援給付金（追加分）支給事業では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに、生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給することで、家計の負担軽減を図ることができました。

154ページをお願いいたします。

保育園管理運営事業になりますが、（11）保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金及び155ページをお願いしまして、小規模保育事業の（４）の同補助金では、物価高騰に直面する民間保育所等の給食経費を補助することで、民間保育所等において保護者負担を値上げすることなく給食を安定して提供することができました。

167ページをお願いいたします。

高浜市子育て世帯支援給付金支給事業では、食費等の物価高騰等による経済的な影響を受けている子育て世帯に対し、児童１人当たり１万円を支給することで、子育て世帯の生活の安定を図ることができました。

168ページをお願いいたします。

出産・子育て応援交付金支給事業では、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産・育児関連用品の購入費や子育て支援サービスの利用負担の軽減を図る経済的支援を実施するとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図ることができました。

171ページをお願いいたします。

４款衛生費は21億8,404万5,580円で、主な取組としましては、186ページをお願いいたします。

環境衛生対策推進事業になりますが、（６）委託料の高浜市環境基本計画作成業務委託では、環境を取り巻く問題が大きく変化するとともに、ますます複雑・多様化する中、本市を取り巻く課題や社会情勢を分析し、目標制定や効果的な施策の実行についての高浜市環境基本計画を策定することができました。

同じく、委託料の高浜市公共施設太陽光発電設備導入調査業務委託では、公共施設における太陽光発電設備の導入可能性調査を基に、太陽光発電設備導入計画を策定することができました。

187ページの（９）補助金の高浜市スマートハウス設備設置費補助金では、地球温暖化対策の一環として市民の効率的なエネルギーの利用を支援し、省エネルギーの推進や温室効果ガスの排

出抑制に寄与することを目的として、スマートハウス設備の設置に係る費用についての補助を行うことができました。

194ページをお願いいたします。

5款労働費は57万3,900円でございます。

195ページの6款農林水産業費は4,619万2,203円でございます。

204ページをお願いいたします。

7款商工費は2億7,836万284円で、主な取組としましては、207ページをお願いいたします。

商工業振興事業になりますが、（3）補助金の中小企業ステップアップ補助金では、市内中小事業者が実施した33の事業に対して補助を行ったことで、市内中小企業の生産性向上と持続的発展への一助となりました。

210ページをお願いいたします。

8款土木費は15億6,050万7,846円でございます。

231ページをお願いいたします。

9款消防費は5億1,391万4,405円でございます。

233ページをお願いいたします。

10款教育費は33億5,023万7,071円で、主な取組としましては、244ページ、245ページをお願いいたします。

小学校長寿命化改良事業では、高取小学校と吉浜小学校の校舎等の教育環境の改善を進めるとともに、長寿命化を図ることができました。

247ページをお願いいたします。

中学校維持管理事業になりますが、（5）工事請負費では、高浜中学校のトイレ改修工事を行うなど、衛生面・安全面等が改善され、教育環境の向上を図ることができました。

252ページをお願いいたします。

幼稚園維持管理事業になりますが、（6）工事請負費では、吉浜幼稚園東園舎の長寿命化改修工事として、令和5年度に予定した工事を滞りなく施工することができました。

273ページをお願いいたします。

12款公債費は、元金、利子合わせて10億1,394万8,949円でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の277ページをお願いいたします。

まず、加入者の状況でございます。

令和5年度末における加入世帯数は、前年度比148世帯の減で4,601世帯、加入者数は前年度比252人減の6,914人で、総人口に対する加入率は14.1%となっております。

加入者数減少の主な理由は、高齢化の進展による後期高齢者医療制度への移行及び社会保険の適用拡大によるものでございます。

次に、国民健康保険税の収納状況でございます。

加入者数の減少等により、現年度課税分の収納額は、前年度比1,425万7,000円減の7億3,781万2,000円で、収納率は、前年度比0.2%増の92.9%となっております。滞納繰越分の収納額は、前年度比1,482万3,000円減の5,402万8,000円で、収納率は、前年度比3.0%減の45.7%となっております。

次に、保険給付費の状況でございます。

1人当たり医療費の増加等により、保険給付費の合計額は、前年度比5.1%の増で23億5,260万5,000円となっております。

次に、収支の状況でございます。

歳入歳出差引額は9,422万6,000円で、前年度繰越金及び基金繰入金等を差し引いた実質単年度収支は、マイナス3,084万3,000円となっております。

次に、歳入について申し上げます。

278ページをお願いいたします。

歳入の決算総額は上の表の収入済額合計欄に記載のとおり36億3,348万2,254円で、前年度比4.6%増となっております。

1款国民健康保険税は7億9,184万748円で、被保険者数の減少により、前年度比3.5%減となっております。

2款県支出金は24億415万8,712円で、療養給付費の増加に伴い、前年度比6.3%増となっております。

3款財産収入35万3,991円は、国民健康保険支払準備基金の利子でございます。

4款繰入金は3億3,801万4,348円で、前年度比28.5%増となっております。これは主に、国民健康保険支払準備基金から5,348万1,000円を繰り入れたことによるものでございます。

なお、国民健康保険支払準備基金からの繰入れは、平成30年4月の市町村国保の都道府県単位化以降初めてとなり、令和5年度末の基金残高は2億7,554万3,462円となっております。

5款繰越金7,194万2,081円は、前年度からの繰越金でございます。

6款諸収入は2,710万6,374円で、交通事故などの第三者行為による損害賠償金の増加により、前年度比6.5%増となっております。

7款国庫支出金6万6,000円は、出産育児一時金の増額に伴う臨時補助金の受入れによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の決算総額は、下の表の支出済額合計欄に記載のとおり35億3,925万5,781円で、前年度比4.1%増となっております。

280ページをお願いいたします。

1 款総務費は5,879万2,962円で、前年度比21.8%増となっております。これは主に、窓口業務委託料について、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計、それぞれの業務量に応じて計上する方法に改め、新たに保険医療窓口業務委託料を1,286万2,740円計上したことによるものでございます。

284ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は23億5,260万4,702円で、前年度比5.1%増となっております。これは、加入者数は減少したものの、医療の高度化のため、1人当たり医療費が増加したことによるものでございます。保険給付費の内訳として、一般被保険者療養給付費が7,462万3,891円の増、286ページをお願いして、高額療養費が4,720万5,773円増となっております。

288ページをお願いいたします。

3 款国民健康保険事業納付金は10億8,723万6,944円で、前年度比1.8%増となっております。これは、療養給付費の増加に伴う医療給付費分納付金及び後期高齢者支援金に相当する納付金の増によるものでございます。

289ページをお願いいたします。

4 款保健事業費は3,620万7,682円で、前年度並みとなっております。特定健康診査等事業をはじめ、290ページのレセプト点検事業、健康診査費用助成事業、291ページの国保ヘルスアップ事業等を実施しております。

292ページをお願いいたします。

5 款基金積立金35万3,991円は、国民健康保険支払準備基金の利子積立金であります。

293ページをお願いいたします。

7 款諸支出金は405万9,500円で、主に過年度の特別調整交付金返還金の減少により、前年度比56.4%となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

説明につきましては、主要施策成果説明書で説明をさせていただきます。

主要施策成果説明書の298ページをお願いいたします。

歳入総額は6,327万4,942円で、予算現額に対する割合は100%で、前年度対比では101.8%、

109万299円の増となっております。

歳出総額は844万4,376円で、予算現額に対する割合は13.3%、前年度対比では101.7%、14万4,655円の増となっており、歳入歳出差引額は5,483万566円でございます。

歳入でございますが、1款財産収入937万6,122円は、土地開発基金所有地の財産貸付収入で、所有土地の不動産貸付収入及び土地売却収入でございます。

2款繰越金5,388万4,922円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

300ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款土地取得費844万4,376円は、保有地の草刈りを委託し、保有土地の適正な管理を図ったほか、準用河川鮫川の改修に向けた用地取得費などでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の304ページ、305ページをお願いいたします。

歳入決算額は、上段の表、合計のとおり3,134万4,400円で、歳出決算額は、下段の表、合計のとおり2,872万5,586円でございます。

上段の表の歳入について申し上げます。

1款使用料及び手数料の収入済額は2,876万8,160円で、指数は前年度と比較して4.2%の減の95.8、定期駐車場の減が主な要因でございます。

3款繰越金は217万5,863円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、下段の表の歳出について申し上げます。

1款駐車場費は2,872万5,586円で、主な内容としましては、306ページをお願いいたします。

1公共駐車場管理事業の（3）委託料では、三高駅西駐車場の使用料の収納業務や建物、設備の維持管理業務を指定管理者に委託し、利用者の利便性の向上を図ったほか、2基金積立事業では、高浜市公共駐車場施設整備基金に積立てを行いました。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の311ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は30億7,456万2,172円、歳出決算額は29億8,273万9,840円で、歳入歳出差引額は9,182万2,332円となっております。

令和5年度末の第1号被保険者数は、前年度末と比較して22人増の9,549人、要介護・要支援の認定者数は、前年度末と比較して5人増の1,695人となっております。

312ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料は6億7,757万7,918円で、前年度対比0.4%の増となっております。徴収率は、前年度と同じく97.5%でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、宅老所の使用料が主なものでございます。

3款国庫支出金は、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金並びに地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金は、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入は介護給付費準備基金の利子、7款繰入金は一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金は前年度からの繰越金、9款諸収入は居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

314ページをお願いいたします。

1款総務費は、介護保険事業運営に係る職員の人件費のほか、介護認定審査会、介護認定調査及び介護保険審議会に係る経費が主なものでございます。

317ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスのほか、介護予防サービスなどの給付費を支出いたしております。

325ページをお願いいたします。

3款保健福祉事業費は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を図るため、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を行っております。

続きまして、326ページからの4款地域支援事業費は、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業及び生涯現役のまちづくり事業をはじめとした一般介護予防事業、また地域包括支援センター運営事業に係る経費が主なものであります。

342ページをお願いいたします。

5款基金積立金は介護給付費準備基金への積立て、6款諸支出金は国及び県に対する介護給付費負担金の過年度返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

345ページをお願いいたします。

歳入決算額は6,387万5,927円、歳出決算額は6,178万605円で、歳入歳出差引額は209万5,322円

となっております。

346ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、介護予防サービス計画の作成に係る手数料収入でございます。

2款繰入金は一般会計からの繰入金、3款繰越金は前年度からの繰越金でございます。

348ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款サービス事業費は、地域包括支援センターの運営に係る職員の人件費のほか、居宅介護支援事業所に対する介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の委託料が主なものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の351ページをお願いいたします。

まず、被保険者の状況でございます。

令和5年度末における被保険者数は、前年度比126人増の5,265人となっております。

次に、保険料の収納状況でございます。

被保険者数の増加等により、収入額は前年度比2,150万6,060円増の4億8,449万7,700円で、収納率は前年度比0.4%増の99.4%となっております。

次に、収支の状況でございます。

歳入歳出差引額は799万4,619円で、前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は151万4,813円となっております。

次に、歳入について申し上げます。

352ページをお願いいたします。

歳入の決算総額は、上の表の収入済額合計欄に記載のとおり6億911万5,582円で、前年度比6%増となっております。

1款後期高齢者医療保険料は4億8,449万7,700円で、被保険者数の増加に伴い、前年度比4.6%増となっております。

3款繰入金は1億1,773万6,387円で、人事交流に伴う職員給与費等繰入金の増加等により、前年度比14.2%増となっております。

4款繰越金647万9,806円は、前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入40万1,689円は、主に過年度分の保険料還付金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

歳出の決算総額は、下の表の支出済額合計欄に記載のとおり 6 億112万963円で、前年度比 5.8%増となっております。

354ページをお願いいたします。

1 款総務費は3,479万5,116円で、前年度比33%増となっております。これは主に、国民健康保険事業特別会計で御説明のとおり、窓口業務委託料について業務量に応じて計上する方法に改めたことにより、新たに保険医療窓口業務委託料を214万3,790円計上したことによるものでございます。

356ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 5 億6,607万7,447円で、前年度比4.6%増となっております。これは、被保険者数の増加に伴うもので、保険料収納額の増加及び低所得者等の保険料軽減分の負担金の増加によるものでございます。

357ページをお願いいたします。

3 款諸支出金24万8,400円は、主に過年度分に係る保険料還付金でございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 認定第7号及び第8号について御説明申し上げます。

初めに、認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、8ページから11ページまでと26ページから31ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示し、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

それでは、8、9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第1款水道事業収益の決算額は9億3,597万753円で、内訳といたしまして、第1項営業収益が8億6,434万4,609円、営業外収益が7,162万6,144円でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は8億2,430万2,167円で、内訳といたしまして、第1項営業費用は8億434万234円、第2項営業外費用は1,996万1,933円でございます。

続きまして、10、11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的収入の決算額は8,367万2,070円で、内訳といたしまして、第1項企業債が2,000万円、第3項負担金は6,367万2,070円でございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は3億1,562万7,576円で、内訳といたしまして、第1項建設改良費が2億6,157万7,980円、第2項企業債償還金は5,404万9,596

円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2 億 3,195 万 5,506 円は、当年度分消費税と資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をいたしております。

次に、12 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

当年度の純利益は 9,066 万 4,994 円となりました。

14、15 ページをお願いいたします。

令和 5 年度の剰余金計算書でございます。

中段の処分後残高は前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は 38 億 2,380 万 4,437 円、剰余金の利益剰余金は、減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は 2 億 982 万 7,500 円、資本合計は 40 億 3,363 万 1,937 円でございます。

最下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高は、資本金が 38 億 2,380 万 4,437 円、剰余金の利益剰余金合計は 3 億 49 万 2,494 円で、資本合計は 41 億 2,429 万 6,931 円でございます。

説明は以上となります。

続きまして、認定第 8 号 令和 5 年度高浜市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

こちら、別冊の下水道事業会計決算書をお願いいたします。

なお、決算書のうち、6 ページから 9 ページまでと 22 ページから 27 ページまでに記載されている金額は消費税を含んだ金額、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示させていただいております。

それでは、6、7 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、第 1 款下水道事業収益の決算額は 11 億 6,323 万 3,917 円で、内訳といたしまして、第 1 項営業収益が 4 億 2,183 万 9,176 円、第 2 項営業外収益は 6 億 3,938 万 1,712 円で、第 3 項特別利益は 1 億 201 万 3,029 円でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款下水道事業費用の決算額は 9 億 1,501 万 9,160 円で、内訳といたしまして、第 1 項営業費用は 8 億 1,724 万 9,003 円で、第 2 項営業外費用は 9,777 万 157 円でございます。

続きまして、8、9 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

第 1 款資本的収入の決算額は 11 億 5,572 万 2,140 円で、内訳といたしまして、第 1 項企業債は 6 億 330 万円、第 2 項他会計出資金は 3 億 8,567 万 3,000 円、第 3 項他会計補助金は 23 万 2,000 円、第

5 項国庫補助金は 1 億 1,900 万円、第 7 項負担金は 4,751 万 7,140 円でございます。

次に、資本的支出でございます。

第 1 款資本的支出の決算額は 16 億 7,931 万 8,157 円で、内訳といたしまして、第 1 項建設改良費が 11 億 7,277 万 5,022 円、第 3 項企業債償還金は 5 億 654 万 3,135 円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 5 億 2,359 万 6,017 円は、過年度及び当年度消費税等資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金等で補填をさせていただいております。

10 ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

当年度の当期純利益は 1 億 6,698 万 4,967 円となりました。

12、13 ページをお願いいたします。

令和 5 年度の剰余金計算書でございます。

当年度変動額は、他会計出資金の受入れ 3 億 8,567 万 3,000 円、未処分利益剰余金 1 億 6,698 万 4,967 円となっており、当年度末残高は、資本金が 37 億 1,164 万 8,178 円、繰越利益剰余金 5,038 万 1,078 円を加えた剰余金の利益剰余金合計は 2 億 1,736 万 6,045 円となり、資本合計は 39 億 2,901 万 4,223 円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） ここで、監査委員に令和 5 年度各会計決算認定について審査報告をお願いします。

代表監査委員。

〔代表監査委員 伴野義雄 登壇〕

○代表監査委員（伴野義雄） それでは、令和 5 年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算に対する審査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の 5 つの特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果は、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。

また、地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況の審査につきましては、高浜市

土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、決算諸表及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、その内容、計数とも誤りなく、経営成績及び財政状況を適正に表示されているものと認められました。

これら審査の内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査については、その結果を議長に御報告申し上げるとともに、令和5年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、参照していただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔代表監査委員 伴野義雄 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 日程第9 報告第11号及び報告第12号を会議規則第34条の規定により一括議題とします。

逐次報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、まず報告第11号 令和5年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものでございます。

1枚跳ねていただきまして、同法第3条第1項の規定による健全化判断比率は、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っており、健全な水準となっております。

各指標について御説明させていただきます。

実質赤字比率は、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示となっております。連結実質赤字比率は、算定上、実質赤字額及び資金不足額はなく黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。実質公債費比率は2.9%で、前年度と比較して1.3ポイントのプラスとなっております。将来負担比率は28.8%で、前年度と比較して7.0ポイントのプラスとなっております。

続きまして、公営企業資金不足比率でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計は、共に資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率は

なく、バー表示となっております。

説明は以上のとおりでございます。

続きまして、報告第12号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

報告第12号の2ページ目をお願いいたします。

報告第12号は、市有自動車の事故による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

(3) 事故の概要でございますが、令和6年6月3日に稗田町地内において、市有自動車が相手方宅から公道に出る際に、相手方宅のコンクリートブロック塀と接触したことにより、当該コンクリートブロック塀が損傷し損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を(4)のとおり市100%、相手方ゼロ%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額3万1,900円の全額と決定いたしました。

本件に関する物損事故については、その他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦康憲) ここで、監査委員に、報告第11号 令和5年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査報告を願います。

代表監査委員。

○代表監査委員(伴野義雄) それでは、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました令和5年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っていることを確認しました。

また、公営企業資金不足比率につきましても、水道事業及び下水道事業ともに資金不足はないことを確認しました。

以上で、令和5年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の

報告とさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） ただいまの報告第11号及び報告第12号は報告事項でございますので、御了承願います。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

再開は9月10日午前10時であります。

本日はこれをもって散会とします。御協力ありがとうございました。

午後0時37分散会
